

岐阜縣公報

号外  
(一)  
平成二十七年七月二十七日

監查委員告示

岐阜県監査委員告示第十一号

(監查委員)

ページ

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第一項、第一項及び第四項の規定により平成一十七年六月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成十七年七月十七日

第1 監査実施機関数						
	監査実施機関数	監査結果件数				
	指摘あり	指導あり	検討あり	指摘事項	指導事項	検討事項
知事直轄	—	—	—	—	—	—
総務部	1	0	0	0	0	0
清流の国推進部	—	—	—	—	—	—
危機管理部	—	—	—	—	—	—
環境生活部	1	0	1	0	2	0
健康福祉部	7	3	2	0	6	3
商工労働部	—	—	—	—	—	—
農政部	2	1	0	0	1	0
林政部	—	—	—	—	—	—
県土整備部	—	—	—	—	—	—
都市建築部	—	—	—	—	—	—
県事務所	1	0	1	0	1	0
教育委員会	10	2	4	0	8	2
警察本部	2	1	0	2	1	1
その他	1	0	0	0	0	0
合計	25	7	9	0	20	7
					13	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- ・検討事項 監査実施機関数の「指摘あり」、「指導あり」及び「検討あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。  
「—」は、当月監査未実施を示す。

【監査の結果】 次のとおり指導する事項があった。						
機関名	区分	内 容				
希望が丘学園	指摘事項	診療報酬の収入事務において、被保険者に対する自己負担分6,710円の返戻(平成26年7月29日支戻)に伴い、同額を保険者に対して請求すべきところ、平成27年5月7日時点で保険者に於て請求すべしとの旨を記載して所長等が手書きにて捺印し、職員がUSBメモリの貸与を受けていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。				
東濃子ども相談センター	指導事項	USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所長等が手書きにて捺印し、職員がUSBメモリの貸与を受けていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。				
女性相談センター	平成27年6月12日	飛驒子ども相談センター	平成27年6月12日			
東濃子ども相談センター	平成27年6月12日	飛驒子ども相談センター	平成27年6月12日			
女性相談センター	平成27年6月12日					

**【監査結果】**  
次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
希望が丘学園	指 摘 事 項	診療報酬の収入事務において、被保険者に対する自己負担分6,710円の返戻(平成26年7月29日支戻)に伴い、同額を保険者に対して請求すべきところ、平成27年5月7日時点で保険者に於て請求すべしとの旨を記載して所長等が手書きにて捺印し、職員がUSBメモリの貸与を受けていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
中央子ども相談センター	指 摘 事 項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所長等が手書きにて捺印し、職員がUSBメモリの貸与を受けていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
歴史資料館	実施年月日	平成27年6月17日

**【監査の結果】**  
特に指摘及び指導する事項はなかつた。

実施機関名	実施年月日
環境生活部(1機関)	平成27年6月18日
現代陶芸美術館	平成27年6月18日

中農子ども相談センター	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料 144,320 円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
東農子ども相談センター	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料 48,600 円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

## 4

## 農政部（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
揖斐農林事務所	平成27年6月22日	郡上農林事務所	平成27年6月19日

【監査の結果】	次のとおり指摘する事項があった。
機 関 名	内 容

郡上農林事務所	物品の処分事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに今後は適正に処理されたい。
1 サル接近警戒システム受信機及び附属機械計3台について、実際には廃棄処分されず、設置場所である道路脇等にそのまま放置されていた（平成27年5月22日現在）にもかかわらず、廃棄したとして平成27年1月に物品一覧表から除却していた。	2 上記物品については、平成26年8月28日付けで決定した定期監査の結果に基づき講じた措置の通知（平成27年3月31日付け財第460号）により知事から監査委員に通知により、監査委員へは「廃棄した」として報告していた。
池田高等学校	内 容
不破高等学校	内 容

6 教育委員会（10機関）	実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
山県高等学校	平成27年6月17日	池田高等学校	平成27年6月10日	
不破高等学校	平成27年6月10日	多治見工業高等学校	平成27年6月18日	
土岐紅陵高等学校	平成27年6月18日	岐阜豊学校	平成27年6月8日	
長良特別支援学校	平成27年6月8日	岐阜希望が丘特別支援学校	平成27年6月8日	
岐阜本巣特別支援学校	平成27年6月8日	郡上特別支援学校	平成27年6月19日	

## 【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜豊学校	内 容	

5 県事務所（1機関）	実施機関名	実施年月日
揖斐県事務所	平成27年6月22日	

## 【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 開名	区 分	内 容
揖斐県事務所	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手續を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

岐阜豊学校	内 容	
指導事項	内 容	

岐阜希望が丘特別支援学校	指導事項	全管理上課題があると考えるので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
--------------	------	---

## 7 警察本部（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
垂井警察署	平成27年6月10日	山県警察署	平成27年6月17日

## 【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
垂井警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として273,672円の費用負担が発生し、また修繕料25,920円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
山県警察署	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手續を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

## 8 その他（1機関）

実施機関名	実施年月日
選舉管理委員会掛斐地方事務局	平成27年6月22日

## 【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかつた。